

春日井市通話録音装置配付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、安全なまちづくりの一層の実現に向けて、高齢者に対し振り込め詐欺その他の特殊詐欺からの被害を防止するための通話録音装置を配付することとし、その配付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「通話録音装置」とは、電話機本体に接続し、当該電話機の呼出音が鳴る前に、発信者に対して通話内容を録音することを知らせる機能及び自動通話録音機能を備えたものをいう。

(対象者)

第3条 通話録音装置の配付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であつて、春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している満65歳以上の者
- (2) 前号に掲げる者と同一世帯の家族

(配付の条件)

第4条 配付を受けることのできる通話録音装置は、1世帯につき1台までとする。

- 2 通話録音装置の設置は、原則として配付を受けた者が行うものとする。ただし、自らによる設置が困難な場合は、市に設置を依頼することができる。
- 3 通話録音装置の管理に要する経費は、配付を受けた者の自己負担とする。

(配付の申請)

第5条 通話録音装置の配付を受けようとする者は、配付を受けようとする年度の2月末日までに、春日井市通話録音装置配付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(配付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、通話録音装置の配付を決定し、春日井市通話録音装置配付決定通

知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（負担金）

第7条 通話録音装置の配付を受ける者は、通話録音装置に係る負担金として2,000円を負担するものとする。

2 納入された負担金は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（引渡し）

第8条 市長は、負担金の支払いを確認したときは、通話録音装置を引き渡すものとする。

（遵守事項）

第9条 通話録音装置の配付を受けた者は、通話録音装置の配付の目的に反してこれを使用し、貸与し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

春日井市通話録音装置配付申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

〒

住 所

申込者 氏 名

連絡先電話番号

通話録音装置の配付を受けたいので、春日井市通話録音装置配付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

満65歳以上の者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
通話録音装置を接続する電話機の電話番号	()	—

以下を確認ししてください。

自己又は同居する家族は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者ではありません。

通話録音装置配付に必要な内容について、市が住民基本台帳の記載事項を照会することに同意します。

※配付を受けることのできる通話録音装置は、1世帯につき1台までです。

※病気やケガ等の緊急事態を119番通報する緊急通報システムやホームセキュリティなど電話回線を使用する他の装置との併用はできません。

第2号様式（第6条関係）

春日井市通話録音装置配付決定通知書

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けの通話録音装置の配付申請に対し、次の条件を付して通話録音装置を配付することを決定します。

（通話録音装置配付の条件）

- 1 納入通知書に記載された納期限までに、指定の金融機関（納入通知書の裏面に記載）で負担金2,000円を納入すること。
- 2 次の期間に春日井市総務部市民安全課の窓口で、納入通知書の領収証書の写しと引き換えに通話録音装置を受領すること。
年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
※午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 3 通話録音装置の設置は、原則として配付を受けた者が行うこと。ただし、自らによる設置が困難な場合は、市に設置を依頼することができる。
- 4 通話録音装置の管理に要する経費は、配付を受けた者の自己負担とする。
- 5 通話録音装置の配付を受けた者は、通話録音装置の配付の目的に反してこれを使用し、貸与し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならない。